

## 寒川町審議会等の会議の公開に関する規則（素案）

（目的）

第1条 この規則は、審議会等の会議を公開することにより、審議会等の透明かつ公正な運営を図り、町民の町政に対する理解を深め、もって町民主体の自治の実現を推進することを目的とする。

【解説】

寒川町自治基本条例（平成18年寒川町条例第32号。以下「自治基本条例」という。）の目的である町民主体の自治の実現のためには、町が持っている情報を町民と共有することが基本となりますが、これには審議会等に関する情報も含まれます。

自治基本条例第15条に規定する会議の公開に関して必要な事項を定めることにより、会議公開の実効性を確保し、審議会等の透明で公正な運営を図ります。

そして、審議や検討等の経過及び状況が明らかにされ、町民の町政に対する関心や理解が深まることにより、町民のまちづくりへの参加、町政への参画がより一層推進されることを目指すものです。

（対象とする会議）

第2条 この規則の対象とする会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関及び町政に町民、有識者等の意見を反映させることを目的として要綱等により設置される協議会、委員会、懇話会等（以下「審議会等」という。）の会議とする。

【解説】

この規則の対象とする審議会等の会議について規定しています。

（会議公開の原則）

第3条 審議会等の会議は、公開とする。

【解説】

自治基本条例第15条に規定しているとおり、審議会等の会議については原則として公開します。

町民がまちづくりに参加したり、町政に参画したりするためには、町が持っている情報を町民も知ることが必要です。審議会等の会議もこの情報に含まれるものであり、積極的な公開が求められています。

自治基本条例第12条と第13条に規定されるとおり、情報共有の原則と情報を知る権利は、まちづくりの基本です。それを改めて認識する意味で、公開とする旨を規定するものです。

(非公開とする会議)

第4条 前条の規定にかかわらず、法令又は条例等に特別な定めがある場合は、審議会等の会議は、非公開とする。

2 審議会等は、会議に諮り、審議等の内容が寒川町情報公開条例（平成11年12月21日寒川町条例第24号。以下「条例」という。）第5条各号に該当する情報に関して審議する場合は、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

#### 【解説】

審議会等の会議は、第3条の規定により公開が原則ですが、専ら個人情報を審議するなど公開することが適当でない場合もあります。具体的には、法令や条例等に非公開とする旨の規定がある場合（第1項）と寒川町情報公開条例第5条において規定されている非公開情報を取り扱う場合（第2項）に非公開とすることができます。

法令の規定による場合は、非公開の判断を会議に諮る必要はありませんが、条例等の規定による場合は、自治基本条例の趣旨に合致しているかどうかを考慮したうえで、非公開について判断することになります。

非公開にすることが、自治基本条例の趣旨に明らかにそぐわない場合は、当該条例等の改正が必要となります。

また、審議会等の会議の全部又は一部を非公開とする場合は、非公開とする審議事項及びその具体的理由を明らかにする必要があります。

(会議開催の事前公表)

第5条 審議会等の会議は、公開、非公開にかかわらず、その開催日時、場所等をあらかじめ公表するものとする。ただし、緊急に審議会等の会議が開催されるときは、この限りでない。

2 公表する内容、方法等、事前公表に関して必要な事項は、別に定める。

#### 【解説】

審議会等の会議の開催に当たっては、事前に開催について周知することを規定するものです。現状では、公開する審議会等のみ広報やホームページで傍聴について周知をしていますが、今後、公開、非公開を問わず審議会等の開催情報を周知することで、町政に対する町民の関心を喚起します。

また、非公開の会議や議題についても、その理由を事前に公表して町民への説明責任を果たします。

なお、公表の内容、方法、時期等、事前公表について必要な事項は、別途詳細を定めるものとします。

(会議の傍聴)

第6条 審議会等は、第4条の規定により非公開とされる場合を除き、傍聴を希望する者

- に対し傍聴定員の範囲内において、その会議の傍聴を認めるものとする。
- 2 会議の開催は、傍聴を希望する者が傍聴しやすい日時に配慮するものとする。
  - 3 傍聴の手續等、傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

**【解説】**

公開となった審議会等については、傍聴を許可することで会議の公開を図ります。会場の都合で希望者全員に傍聴してもらえない場合もあるので、定員を決めてその範囲内での傍聴とするものです。

なお、傍聴の申込みは、原則として誰でもできることとします。

また、会議の開催日時については、より多くの町民に関心をもってもらうことで、町民のまちづくりへの参加、町政への参画を促すため、夜間や土・日曜日の開催も含めて傍聴者が来やすい日時に配慮するものとしてします。

傍聴の手續きや傍聴者の遵守事項等、傍聴に関して必要な事項は、別途詳細を定めます。

(会議資料の提供)

第7条 審議会等の会議が公開されるときは、傍聴する者に会議資料（条例第5条各号に該当する情報が記録されている部分を除く。）を提供しなければならない。ただし、図面、地図、写真、図書類等の資料を回覧等の方法により会議資料とし、会議終了後回収する場合は、傍聴する者への同様の資料の閲覧をもって提供に代えることができる。

**【解説】**

審議会等の会議の公開に当たって、会議の傍聴者に対し審議会等で配付されるものと同じ資料を提供することを規定するものです。審議会等の委員に配付するものと同じ資料を提供することで、傍聴者が審議の内容を理解しやすくすることが目的です。

この場合において、資料の「閲覧」でなく「提供」とするのは、会議自体が公開される以上、傍聴者が資料を持って帰ることを制約する理由はないと考えるからです。

ただし、審議会等の会議において、図面、地図、写真、図書類等の資料を回覧等の方法により提示し、会議終了後回収するような場合については、傍聴者に対して同様の資料を閲覧してもらうことで、提供に代えることができるものとしてします。

(議事録の作成等)

第8条 審議会等の長は、公開、非公開にかかわらず、会議終了後速やかに議事録を作成するものとする。

- 2 公開した会議については、議事録の写しを所定の場所に備え置き、町民の閲覧に供するとともに、寒川町ホームページに掲載するものとする。
- 3 議事録の作成等に関して必要な事項は、別に定める。

**【解説】**

審議会等の会議が開催された場合、公開、非公開にかかわらず、議事の要点を記した議

事録を作成することを規定しています。会議が非公開の場合でも、非公開情報に関わらない部分については条例に基づく公開請求の対象になり得るため、議事録を作成しておく必要があります。

会議を公開した場合については、作成した議事録の写しを公表することとします。別途定める場所に備え置いて、一定期間町民のみなさんに閲覧してもらう方法と併せて、町のホームページにも掲載する方法で積極的に公表することを規定しています。

議事録を備え置く場所や公表期間等、議事録の作成等に関して必要な事項は、別途詳細を定めます。

(運用状況の報告及び公表)

第9条 審議会等を所管する課等の長は、当年度の審議会等の会議の公開に関する運用状況を翌年度の4月20日までに町民課長に報告するものとする。

2 町民課長は、毎年度1回、審議会等の会議の公開に関する運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

3 運用状況の報告及び公表に関して必要な事項は、別に定める。

#### 【解説】

この規則に基づく会議公開の運用を適正に行うために、その運用状況について報告及び公表することを規定しています。

審議会等を所管する課等の長は、自治基本条例に基づくこの規則を所管する町民課長へ、年度ごとに開催した審議会等の会議の公開状況について報告します。

町民課長は、その報告を取りまとめて、広報やホームページに掲載して公表します。

会議公開の運用状況を把握することで、より有効な制度の維持に努めるとともに、公表することによって、町民の目による制度運用への監視機能を期待し、制度が形骸化することを防止しようとするものです。

報告する項目や公表の方法等、運用状況の報告や公表に関して必要な事項は、別途詳細を定めます。

(特別な定めがある場合の取扱い)

第10条 審議会等の会議の公開等について法令に定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

#### 【解説】

審議会等の会議の公開等について法令に特別な定めがある場合は、その規定に従って公開等の手続きを行うことになります。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**【解説】**

この規則を運用していくために必要な事項については、別の定めを設けて規定していくこととするものです。他の条項で、別に定める旨を規定していることも含まれます。

附 則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。